

広島県告示第七百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定によつて、広島海区  
漁場計画等を次のとおり定めた。

令和五年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権に関する事項  
別冊のとおり

二 保全沿岸漁場に関する事項  
該当なし